

[104003]東京大学 様

FROM (独)日本学生支援機構学資貸与課

2019年10月15日(火) 14:11 / 審積14:11 / 文書番号8803393785 P 1

学支企第 437 号

令和元年 10月 15日

各  
大 学 長  
短期大学長 殿  
高等専門学校長  
専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 吉岡 知 敬



令和元年台風第19号に係る災害救助法適用地域の世帯の  
学生・生徒に対する緊急採用・応急採用の取扱いについて (通知)

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。  
については、当該の災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する者について、緊急採用及び応急採用で該  
当者全員の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

## 1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
13 都県 315 市区町村	10月12日 10月13日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページをご確認ください。

【「災害救助法適用地域」ホームページ】

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/chiiki/genzai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html)

## 2 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	2019年10月以降で申込者が希望する月	2020年3月 (注)
応急採用 (第二種奨学金)	2019年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで、

(注) 緊急採用 (第一種奨学金) は2020年3月までの貸与となります。ただし、2020年度においてなお、第一種奨学金が  
必要と認められる者から、2020年1月10日 (金) までに「緊急採用 (第一種) 奨学金継続願」の提出があった場合には、  
翌年度末 (2021年3月) まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年  
限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

## 3 学校から機構への提出書類

- ① 罹災 (被災) 証明書 (被害状況・被害金額を記した学校長の副申書 (様式自由) も可)
- ② 奨学生推薦書 (「緊急採用・応急採用」と記載のあるものを使用)

## 4 その他

- (1) 申込書類及び推薦の取扱いは「貸与奨学金奨学事務の手引 (2019年度用) (第3-2-171頁～第3-2-190頁)」  
を参照願います。
- (2) 上記1の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯  
の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。
- (3) 災害救助法適用地域の追加については、事務連絡メール及び奨学金事務担当者用ホームページでお知らせ  
します。事務連絡メールの登録・変更は、以下のホームページで手続きができます。

【奨学金事務担当者ホームページ】 [https://www2.jasso.go.jp/shogaku\\_tantoshu/index.html](https://www2.jasso.go.jp/shogaku_tantoshu/index.html)

- (4) 学生・生徒本人が現に通学のために居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO  
支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

【「JASSO支援金」ホームページ】 <https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/index.html>

以上

